

# 「公益財団法人 内村チカ育英財団」(給付)

## 《応募の資格》

- ①志願者と生計を共にしている家族で主たる生計を維持しているものが熊本県に移住していること。
  - ②学校教育法による高校に在学していて人物・学業ともに優秀であること。
  - ③他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給付を受けていない、または受ける予定がないもの。  
(貸与型との併願は可)
- ただし、文部科学省による「高等教育の修学支援新制度」ならびに「高等学校就学支援金制度」の活用はこの限りではありません。

## 《支給額》

月額20,000円

・支給は1年間、ただし、継続する場合もあります。

## 《志願者の手続き》

- ①育英奨学生願書 ※3か月以内に撮影したカラー写真の添付が要  
※志願者本人が記入
  - ②育英奨学生推薦書
  - ③在学証明書
  - ④成績証明書
  - ⑤主たる生計維持者の住民票（熊本に居住していることの証明）
  - ⑥所得証明書
  - ⑦資産証明書
- 市町村長証明による固定資産証明書（固定資産を所有していない場合無資産証明書）